

高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）が私費外国人留学生に対して、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を助成することにより、健康や生活の安定に資するとともに、勉学・研究の専念に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 保険料の助成対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ大学等の長が推薦する者とする。

- (1) 高松市内に居住し、出入国管理および難民認定法において「留学」の在留資格を有する大学・短期大学・専門学校に通う私費外国人留学生。ただし、奨学金を受給している者は除く。
- (2) 高松市国民健康保険に加入している者

(申請)

第3条 保険料助成の申請は、年1回とする。

- 2 保険料の助成を受けようとする者は、様式第1号の私費外国人留学生国民健康保険料助成申請書を記入し、学生証と納付した国民健康保険料領収書のコピーを添え、大学等の長を通じて申請する。
- 3 大学等の長が審査し、様式第2号の推薦書類に、申請者が提出した助成申請書、学生証・領収書のコピーを添え、高松市国際交流協会理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

(決定と助成額)

第4条 理事長は大学等の長の推薦をもって保険料助成金受給者と決定する。

- 2 助成額は、前期入学者最大8千円 後期入学者最大4千円を限度とする。

(助成期間)

第5条 保険料の助成期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(支給方法)

第6条 理事長は、助成金を年1回限り支給する。

- (1) 申請者は、指定された支給日に学生証を持参のうえ、協会において助成金の支給を受ける。
- (2) 協会は、大学等からの名簿と照合し、対象であれば支給する。

(助成の打ち切り)

第7条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の助成を打ち切ることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により、助成を受けたとき。

(返還)

第8条 理事長は、助成対象者が帰国または市外へ転出したとき、また前条の規定により、助成の打ち切りをしたときは、当該受給者に対し、既に支給した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。